

令和8年4月17日

## 通級で学ぶ児童生徒の学習時間確保、保護者の負担軽減 ～ 巡回型通級指導 完全実施！ ～

福島市では、県内のモデルケースとするため、令和7年度から教員が通級指導を受ける児童生徒の学校を回り指導を行う「巡回型通級指導」を実施してきました。令和8年度からは、全ての通級指導教室で巡回型通級指導を開始し、通級で学ぶ児童生徒の在籍学級での学習時間の確保、保護者の負担軽減に取り組めます。

巡回型通級指導の完全実施にあたり、下記のとおりご案内します。

### 記

1 日 時：令和8年4月23日(木) 午後2時から

※当日は午後1時40分までに鳥川小学校玄関前で受付後、校舎内へご案内します。

2 場 所：福島市立鳥川小学校(上鳥渡字茶中40)

(鳥川小学校での説明の後、巡回指導校の大森小学校へ移動します。)

3 内 容

(1)通級指導を行う教室環境の見学

(2)通級指導教員及び担当が質問にお答えいたします。

(3)保護者・児童への取材や、指導の様子をご覧いただく機会は設けておりません。

4 その他

(1)取材を希望される方は4月21日(火)正午までに、担当までご連絡ください。

(2)教室環境等の関係上、令和8年度以降も「ことばの教室」については、従来どおりの拠点校型での指導となります。

※巡回型通級指導について

福島市には通級指導教室が小学校6校、中学校3校に設置されており、令和8年度は小中学生合わせて452名の児童生徒が通級指導教室で学ぶことになっています。

これまで、通学する学校に通級指導教室が設置されていない児童生徒は、保護者による送迎が必要なため、次のような課題がありました。

- 自分の学校と通級指導を受ける学校までの往復の時間、在籍している学級での授業が受けられない。
- 保護者にとって安全確保のための送迎が負担となっている。
- 送迎ができないため、通級をあきらめる。等

これらの課題を解決するため「巡回型通級指導」を実施します。

担当:教育研修課教育支援係

課長 齋藤、係長 酒井

電話 024-536-6500(直通)

# 通級で学ぶ児童生徒の学習時間の確保、保護者の負担軽減

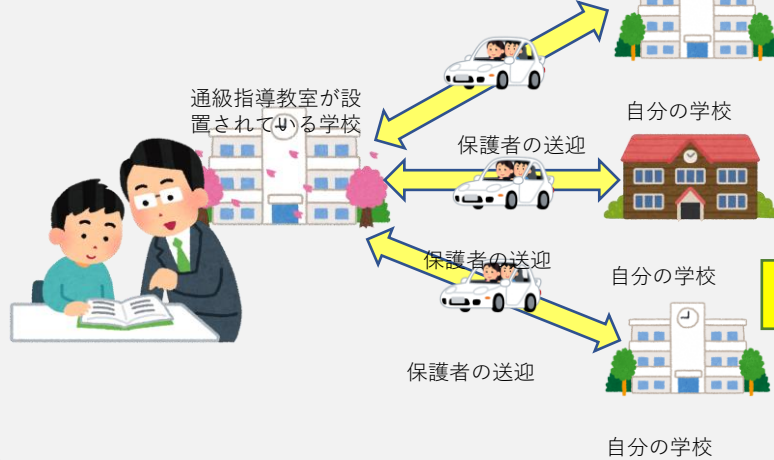
～ 巡回型通級指導 完全実施！ ～

## 【通級指導とは…】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う学習形態のこと。令和8年度福島市では452名の児童生徒が概ね週一回、一時間程度の指導を受けることになっています。

## 【これまでの通級指導…拠点校型通級指導】

自分の学校に通級指導教室が設置されていない児童生徒は、保護者の送迎により通級指導教室のある学校へ指導を受けに行く。



## 【課題】

- ・自分の学校と通級指導を受ける学校までの往復の時間、自分の学校の授業が受けられない。
- ・保護者の送迎が大きな負担となっている。
- ・送迎が難しく、通級を断念する場合がある。
- ・他校で学ぶ不安が生じる。 …

## 福島市の通級指導

指導する教員が通級を受ける児童生徒の学校を回る

## “巡回型通級指導”

を県内でモデルケースとなるべく完全実施！



## 【これからの通級指導…巡回型通級指導】

指導する教員が通級を受ける児童生徒の学校を回る。



〈巡回型通級指導を実施する障がい種〉

- ・自閉症
- ・学習障がい
- ・注意欠陥多動性障がい
- ※ 言語障がい通級は教室環境等の関係上、従来通り拠点校型で指導を受ける。

## 【課題の解決】

- ・授業を抜ける時間が減り、授業内容が分からなくなることが少なくなった。
- ・送迎の負担がなくなり、助かった。
- ・担任との情報交換がしやすくなった。
- ・あきらめていた通級指導を受けられるようになる。